

**地域防災計画（地震・津波災害対策編、原子力災害対策編）改訂素案  
における市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方**

No.	該当ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方
<b>地震・津波災害対策編 第1章 総則</b>				
1	地震・津波 災害対策編 p 11	第1章 総則 第4節 地震・津波 被害想定	被害想定の手法の概要を記載してほしい。 また、浸水範囲が広範囲であることを踏まえ、避難所や一時避難場所が適切な場所にあるか、想定する避難者を受け入れることができるかなどを検討してほしい。	被害想定の手法については、国の中央防災会議等の手法を用いており、その内容につきましては。別冊の資料編に記載することとしております。 また、避難所及び一時避難場所等につきましては、安全性の検証を踏まえ、別冊の資料編に記載することとしております。
2	地震・津波 災害対策編 p 20	第1章 総則 第4節 地震・津波 被害想定	ライフラインの被害が小名浜地区で大きくなる理由を明白にすべきである。	本計画に掲載の震度分布図のとおり、例えば東北地方太平洋沖地震においては、小名浜地区の震度が大きく、同様にライフラインの被害も大きくなるという想定となっております。 被害想定の詳細については、資料編に掲載する予定としております。
<b>地震・津波災害対策編 第2章 災害予防</b>				
3	地震・津波 災害対策編 p 42	第2章 災害予防 第3節 被災経験を活かした 防災知識の普及 及び訓練	地域には史跡があり、閻伽井岳（常福寺）の縁起などを語り継いでおけば、今回の地震・津波を伝承することができたのではないかと。	被災経験を後世に伝えることは大切であり、貴重なご意見として、今後の政策展開の中で検討してまいります。
4	地震・津波 災害対策編 p 42	第2章 災害予防 第3節 被災経験を活かした 防災知識の普及 及び訓練	防災訓練は、日ごろから地域がコミュニティとして機能していなければ進まない。 震災以降の防災に関する説明会や講演会などに参加している顔ぶれはほとんど同じであり、これだけ大きな災害に見舞われながら平和で豊かな中で過ごしている日本人には、災害に対する危機意識が非常に薄いということに視点を置いて、どのようにその意識を醸成していくかが問われている。	大規模災害への対応は、行政だけではなく自助・共助に頼るところが大きいことから、市といたしましては、津波ハザードマップや防災マップの各家庭への配布や学校における防災教育の充実、防災士の資格取得支援による地域の防災リーダーの育成等を通じて、市民の皆様の防災意識の醸成に努めてまいります。
5	地震・津波 災害対策編 p 42	第2章 災害予防 第3節 被災経験を活かした 防災知識の普及 及び訓練	市民の役割として、防災に関する講演会や訓練等に積極的に参加するとあるが、強制的に参加させるべきではないかと。	市民の皆様に参加を強制することはできませんが、さまざまな機会をとらえて周知を行うなど、防災意識を高める取り組みを推進してまいります。

No.	該当ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方
6	地震・津波 災害対策編 p 42	第2章 災害予防 第3節 被災経験を活かした 防災知識の普及 及び訓練	2(4)④要支援者等に対する防災意識の普及で「外国人受入先の防災活動」とあるが、第7節 避難所事前対策の業務内容の中では、外国人への配慮についての記載がない。 また、外国語版のパンフレットを作成してはどうか。	外国人の避難支援につきましては、第8節 要支援者の安全確保の中で記載しています。 また、外国語版のパンフレット作成につきましては、今後検討してまいります。
7	地震・津波 災害対策編 p 43	第2章 災害予防 第3節 被災経験を活かした 防災知識の普及 及び訓練	市役所やアリオス、ラトブ、各公民館、その他の公共施設において、災害が発生した時、人的被害を防ぐため、災害別にどのような行動をとるべきかマニュアルを作り、市職員はその内容を把握して市民の誘導を行うべきである。	地域防災計画の改訂に合わせて、市職員の災害時の役割を明確にするため、市災害対策本部組織の見直しを行うとともに、災害対応業務ごとに行動マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づき訓練を重ねることで、災害対応力の向上を図ることとしております。
8	地震・津波 災害対策編 p 58	第2章 災害予防 第7節 避難所事前対策	市の役割として、避難の判断、情報伝達、避難誘導体制のマニュアル化とあるが、あまり厳密すぎる作りすぎると、想定外の事象に対応できなくなるおそれがあるので、臨機応変に対応できるようにすべきである。	災害対応マニュアルは、発災直後の初動期を中心として取り組むべき業務について示すものであり、さまざまな災害場面を想定した訓練を積み重ねることで、市職員の災害対応力向上に努めてまいります。
9	地震・津波 災害対策編 p 59	第2章 災害予防 第7節 避難所事前対策	避難所等の種類が多く、どこに避難すればよいかわかりにくい。特に津波避難場所と地震の際の避難場所が異なることが紛らわしい。 避難場所の統一又は何に対する避難場所かわかるように、一目でわかる看板を設置する必要がある。	避難所には既に表示板が設置されておりますが、津波避難場所におきましても、今年度より表示板の設置を進めているところであります。 なお、津波避難場所表示板には、一目でわかるようピクトサイン（津波のマーク）を用いることとしております。

No.	該当ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方
10	地震・津波 災害対策編 p 60	第2章 災害予防 第7節 避難所事前対策	福祉避難所の設置に当たり、障がい者施設が候補として挙げられるが、従来の利用者と職員だけでは新たな受入は困難である。学校や旅館、ホテルを福祉避難所として位置付け、避難所開設・運営訓練を障がい者と健常者とで協力して行ってはどうか。	福祉避難所については、公共施設のうち宿泊機能や和室を有する施設を指定するとともに、市内の老人保健施設等が加盟する各協議会と協定を締結し、各施設を福祉避難所として活用することとしております。 また、避難所となる小・中学校や公民館についても、保健室や和室等を「福祉スペース」として、体調のすぐれない方や集団生活になじめない方等を受け入れるためのスペースとして確保することとしています。 ご指摘いただいた旅館やホテル等を福祉避難所として位置付けることにつきましては、引き続き検討課題とさせていただきます。 なお、ご指摘いただいた避難所開設・運営訓練につきましては、学校や企業、関係団体と協議を進め、図上訓練や避難訓練を実施していきたいと考えています。
11	地震・津波 災害対策編 p 60	第2章 災害予防 第7節 避難所事前対策	いわき市の人口は震災以前よりも増加しており、避難所の受入は可能なのか。	避難所の指定に当たりましては、市外からの避難者も勘案しており、受入は可能であると考えております。
12	地震・津波 災害対策編 p 60	第2章 災害予防 第7節 避難所事前対策	高齢者の歩行速度だと避難場所まで30分ほどかかってしまう地域や、避難場所に移動する際に比較的道幅の広い道路を選ぶと海に接近してしまう地域がある。一地域に対する避難場所を増やすことと、高齢者が避難しやすい避難場所の設定が必要ではないか。	沿岸地域の避難所や津波避難場所の指定に当たりましては、ワークショップの開催や津波避難訓練に係る図上訓練等を通じて地域住民の皆様と協議しながら決定したところであります。 なお、近くに高台がないなど津波避難困難地域につきましては、学校や公共施設などを津波避難ビルに指定し、いわゆる垂直避難による安全確保を図ることとしています。
13	地震・津波 災害対策編 p 61	第2章 災害予防 第7節 避難所事前対策	東日本大震災時に用水路を津波が遡上する現象がみられた。 また、道路の地下が暗渠になっている場合、地震や津波の遡上によって破壊されるおそれがある。 目で見てわかりにくい道路の危険に対しても看板等で知らせることで、より安全に避難できるようになるのではないか。	貴重なご意見として、看板等の整備に当たっての参考とさせていただきます。

No.	該当ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方
14	地震・津波 災害対策編 p 61	第2章 災害予防 第7節 避難所事前対策	防災のための看板は、日ごろからの防災意識の向上につながるため、沿岸部への設置を進めてほしい。 また、観光施設に設置する表示板については、外国人のことも考え英語での表記をすべきである。	「いわき市公共標識整備マニュアル」に基づき、英語での表記も併せて行います。
15	地震・津波 災害対策編 p 70	第2章 災害予防 第9節 津波災害予防	防潮林は津波の被害を抑えるのに有効と考えているが、記述が希薄である。 効果的な防潮林のあり方（幅、範囲、樹木の種類など）を検討すべきである。	貴重なご意見として今後の防災対策の参考とさせていただきます。
16	地震・津波 災害対策編 p 70	第2章 災害予防 第9節 津波災害予防	停電等の理由で防災無線が使えない際、ラジオや携帯電話を持っていない人に対する情報提供の手段を考える必要があるのではないか。	ラジオや携帯電話以外の情報伝達手段としましては、車両広報等を予定しておりますが、災害時には、近所の方々の声掛けなど、地域による情報の共有や助け合いが重要となってまいります。 このことから、本計画においても、自助・共助に係る内容につきましましては、一層の充実を図ったところであります。
17	地震・津波 災害対策編 p 70	第2章 災害予防 第9節 津波災害予防	防波堤の形状を工夫（波返しをつける等）して、景観や沿岸部の環境、住民のせいかつ（船の出航等）に配慮したうえで、防災効果が大きくなるようにしてほしい。また、海岸緑地や貯水池等と組み合わせると減災効果が高くなるよう、工夫する必要がある。	貴重なご意見として防波堤を整備する県に伝達してまいります。
18	地震・津波 災害対策編 p 70	第2章 災害予防 第9節 津波災害予防	津波遡上により氾濫のおそれがある河川についても堤防を整備したほうがよいのではないかと。	津波の河川遡上対策といたしましては、河川管理者（夏井川等の二級河川）である県において、堤防を嵩上げ工事や水門設置の検討等が進められております。
19	地震・津波 災害対策編 p 94	第2章 災害予防 第17節 河川・海岸災害予防	河川・海岸災害予防に係る市民の役割の記述に関して、常に警戒することを求めるような厳しい表現となっているので、表現を改めるべきではないかと。	災害予防にあつては、行政による把握には限界があることから、災害の未然防止、早期発見のためには、市民の皆様各自が防災意識を持ち、注意していく必要があることから、記載の表現となりました。ご理解いただきたいと考えます。
20	地震・津波 災害対策編 p 139	第2章 災害予防 第34節 備蓄体制の整備	各家庭での食料備蓄に当たっては、ローリングストック法（保存期限まで置くのではなく、日常的に食べながら補充する方法を加えるよう啓蒙してはどうか。特別意識せずに食料が常に家にストックされていることになり、食べ慣れた味であることは避難時に安心も得られる。	各家庭での食料備蓄につきましましては、家族の7日分を目安として考えているが、ローリングストック法は有効な手段であり、市民にも周知を図ってまいります。 なお、第2章第1節（P37）にも追加して記載します。

No.	該当ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方
<b>地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策</b>				
21	地震・津波 災害対策編 p 161	第3章 災害応急対策 第1節 災害対策本部の 組織・運営	いわき市防災会議連絡員室の設営場所については、本市の広域性、要員の移動、要員構成機関・団体（意思決定）に係る通信態勢を考慮し、市災害対策本部（本庁舎）に限らず臨機応変に対応すべきではないか。 なお、本来情報連絡をなすべき機関から情報がないなど不測の事態を考慮しなければならない。	いわき市防災会議連絡員室については、市災害対策本部と防災関係機関の情報共有を図るため、新たに設置することとしたものでありますが、発災直後は情報伝達手段が限られることも想定されるため、市災害対策本部が設置場所（本庁舎又は消防本部）内に設置することが適切ではないかと考えます。 なお、関係機関との情報連絡体制については、防災会議や防災訓練を通じて一層強化していきたいと考えております。
22	地震・津波 災害対策編 p 161	第3章 災害応急対策 第1節 災害対策本部の 組織・運営	本市には主たる報道（放送）機関がないことにより、本来重要であるべき情報が正確に広報・周知できない点は、災害時に限らず、本市の経済活動に大きな支障であり、市外の機関から全国（世界）に発信される情報によって、応急対策の妨げとなることは、真に脅威である。	貴重なご意見として、広報のあり方を検討する中で参考とさせていただきます。なお、現在、災害情報や生活関連情報などを市民の皆様へ迅速かつ的確に伝達できるよう、FMいわきとの連携をはじめ、防災市民メールや公共情報コモンズ（テレビのテロップ等で避難情報をお知らせするシステム）などを活用して伝達手段の多重化に努めているところです。
23	地震・津波 災害対策編 p 209	第3章 災害応急対策 第8節 自分と家族を守る 応急対策	今回の震災において最も頼られるべき自治体職員やメディアの記者たちがいち早く避難したということがまことしやかに報道され、単なる風評にすぎないと考える人が少ないという事実がある。 一般論で言えば、今の市民は行政任せであり、誰かが声をかけてくれるような環境、社会にはなっていない。 このように行政側との認識には大きなズレがあることを踏まえた具体的な防災計画でなければ、いわゆる絵に描いたモチのようなものになりかねない。	貴重なご意見であり、今後の防災対策を進めるうえで、多様な機会を捉えて市民の皆様への防災意識を高めるための啓発や市民参加型の実践的な訓練を充実させ、自助、共助、公助による地域防災力の向上に努めてまいります。
24	地震・津波 災害対策編 p 302	第3章 災害応急対策 第32節 ライフライン 応急対策（電話）	災害用伝言ダイヤル171やWeb171の利用方法は、どこに聞けばよいのか。	NTT東日本のホームページで確認することができます。 また、今後、各家庭に配布する防災マップ等の中で災害用伝言ダイヤル等の使用方法について掲載する予定です。
25	地震・津波 災害対策編 p 368	第3章 災害応急対策 第50節 学校等における 応急対策	学校というのは地域の財産であり、地域住民の安全安心の拠り所として防災拠点の一つとして欠かせないものであるが、今回の震災を含め、過去の災害の経験や教訓が生かされていない状況にある。 今では、地域と学校との関係は交流どころか門扉によって閉ざされているようにとても希薄な関係にあり、いざという時に自ら積極的にボランティアなどに関わって支援していく関係にはなっていないように思える。	今回の計画改訂では、学校における防災教育の充実を図ることや、災害時における教職員の役割について定めるなど、学校の果たすべき役割を明確にしたところであり、今後は、学校と地域が連携を図りながら防災訓練や避難所開設・運営訓練を行うなどの取り組みを進めてまいります。

No.	該当ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方
<b>原子力災害対策編 第2章 原子力災害事前対策</b>				
1	原子力災害対策編 p 31	第2章 原子力災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備	避難所のバリアフリー化や女性に対する配慮は、日本もやっとならぬかと、という感があります。 弱者について考え心を配ることは、そうでない方々にも“やさしい”という事でしょう。	避難所等の整備につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、方針等を定めたところであり、今後、整備に努めてまいります。
2	原子力災害対策編 p 31	第2章 原子力災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備	個人的意見になりますが、原子力災害については、再度を考えるよりも撤廃を目指してほしいです。 代わるエネルギーの作り方の技術革新に期待します。 いわきには、それが可能な地があるのですから（どこかの県で、再度事故が起きたら日本は終わりますよ）	市では、再三にわたり、県内原子力発電所の廃炉及び確実な安全対策を、国、東京電力に対し、強く求めているところであり、今後も求めてまいります。
3	原子力災害対策編 p 31	第2章 原子力災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備	遮蔽効果の高いコンクリート施設を調査し、緊急の場合に市民が避難できるよう手配し、場所等を知らせておいてほしい。	コンクリート施設の調査等につきましては、2(4) コンクリート屋内退避体制の整備に記載しましたとおり、今後、場所等の周知を含め、コンクリート屋内退避体制の整備に努めてまいります。
4	原子力災害対策編 p 42	第2章 原子力災害事前対策 第16節 災害復旧への備え	災害復旧に際しての「除染」に関してはほとんど触れられておりませんが、今回の原発事故によっても明らかのようにすべての森林を伐採し、野原や田畑、道路、それぞれの各家庭のすべての草木や土砂をはぎとることは膨大なエネルギーと費用をつぎ込んで限界があることを知ったはずで つまり、一度事故が起こってしまえば人間の力など圧倒的な無力感の中で、形容のできないほどの苦難が長期に及ぶという事です。 平成24年、25年における生活空間環境改善事業においても、少ない協力者によって細々と行われただけでなく、全く行われなかった地域も数多くあったことを耳にしております。 当時を振り返ってみても、二度と参加したくないと言い分も納得してしまう状況もありました。	貴重なご意見として今後の原子力災害対策の参考とさせていただきます。

No.	該当ページ	該当箇所	意見の内容	市の考え方
<b>原子力災害対策編 第3章 緊急事態応急対策</b>				
5	原子力災害対策編 p 68	第3章 緊急事態応急対策 第10節 自発的支援の受入れ等	<p>原発事故によりやむなくこのいわき市に多くの被災者が避難されており、その方々といわき市民との間に言いようのない摩擦による人間関係の心の溝が少しずつ広がってきております。被災者との間でトラブルが多く発生していることはメディアによって報道されており、そのことを多くのいわき市民が耳にしております。震災によって税金や見舞金、義援金、補償金、救援物資などの支援格差、地域コミュニティなどへの被災者の参加意識の欠如といった複雑な事情が絡み合っていることがその背景にあります。どんなに理想的な災害計画が策定されたとしても、思いやりのない殺伐とした薄っぺらな人間関係の見せかけの豊かさの社会では当然のこととして起こり得るということを前提としたものでなければなりません。</p>	<p>貴重なご意見として今後の原子力災害対策の参考とさせていただきます。</p>
<b>原子力災害対策編 第4章 原子力災害中長期対策</b>				
6	原子力災害対策編 p 71	第4章 原子力災害中長期対策 第6節 風評等の影響の軽減	<p>除染に関してと同様に風評被害対策としてほとんど触れられておりませんが、原発事故に対する負のイメージは、その払拭に長い時間を要することになります。</p> <p>なぜなら、風評被害の伝聞は多くの人々の努力によって治まってきているといっても、それは表面的なものであり、それを口にするのが、はばかれる風潮も見え隠れしているからです。</p> <p>また、いくら厳しいルールを決めても守らない人たちもいくらでも出てくるし、誤って汚染されたものを出荷をしてしまえばさらに消費者の不信感を加速することになりかねない。</p> <p>情報過多の社会の中で声を上げるほど風評被害が広まるということもあり、むやみに根拠なく安全を強調することによる反動は計り知れないものがある。</p> <p>それに基準値が下回ったと言っても、それがイコール安全であるということではないという不信感を多くの人が抱いています。</p>	<p>貴重なご意見として今後の原子力災害対策の参考とさせていただきます。</p>